

# 静岡県警察電話の運営に関する訓令

(平成19年1月15日県本部訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察電話要則(平成14年警察庁訓令第13号。以下「要則」という。)

第12条第2項の規定に基づき、県警察における警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、法令、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 警察電話による通信は、警察職員が警察の責務を遂行するため必要な事項をその内容としたものでなければならない。

2 職員は、警察電話を、その通信の正常かつ能率的な運営を妨げるような態様で使用してはならない。

(部外使用)

第3条 本部長は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者であって警察電話を適正に使用することができるものと認めるものに対し、警察電話を使用させる。

- (1) 国又は地方公共団体の職員であって、警察と密接な連絡を要する職にある者
- (2) 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人の職員であって、警察の責務の遂行に当たって緊密な連絡を要する職にある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、警察の責務の遂行に当たって警察と緊急又は緊密な連絡を要する者

(秘密の保持)

第4条 警察電話の運営に従事する者及び従事した者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。

(交換室の定義)

第5条 交換室とは、電話交換装置及び交換取扱者の総体をいう。

(交換室の呼称)

第6条 交換室の呼称は、次によるものとする。

- (1) 要則第5条第1項に規定する県警察の本部に置く交換室 本部交換室
- (2) 県警察における前号以外の交換室 交換室に警察署等当該所属の名称を冠する。

(交換室の事務)

第7条 交換室は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 警察電話及び警察電話以外の電話との間で行う通信の接続
- (2) 第11条に規定する通信統制により発信の規制を受けている警察電話から他の警察電話への通信の接続
- (3) 第12条第1項に規定する非常措置が講じられた場合における必要な措置の実施
- (4) 警察電話番号その他警察電話の使用についての案内

(交換室の所管及び運用)

第8条 本部交換室は、総務課の所管とし、同課において運用するものとする。また、本部交換室以外の交換室の所管は、当該交換室が置かれた所属とし、それぞれ当該所属において運用するものとする。

(事故の申告)

第9条 職員は、警察電話の障害又は通話の異常を認知した場合は、速やかに所属長を経由して総務課長に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた総務課長は、速やかにその旨を本部長に報告するとともに関東管区警察局静岡県情報通信部長(以下「情報通信部長」という。)に通報するものとする。

(障害通話等)

第10条 本部長は、回線又は機器の障害復旧処理等のため、情報通信部長から通話試験の要請があったときは、随時、交換室に通話試験の取扱いを行わせる。

(通信統制)

第11条 本部長は、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を保つため必要があると認めるときは、情報通信部長との密接な連携のもと、通信統制を行う。

(非常措置)

第12条 本部長は、天災、事変その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は通信施設に重大な障害が生じ、若しくは生じるおそれがある場合には、重要な通信の疎通を確保するため、情報通信部長と連携を取り臨時に、警察電話による通信を制限し、又は拡張する等必要な措置(以下「非常措置」という。)を実施する。

2 所属長は、非常措置を講じる必要がある事態が生じていると認める場合は、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

(警察電話以外の電話への発信申込み)

第13条 警察電話から警察電話以外の電話(以下「加入電話」という。)への発信を交換室に申し込む場合は、次の事項を当該交換室に申し出なければならない。

- (1) 発信者の氏名及び電話番号
- (2) 接続先の電話番号
- (3) 発信電話番号等の通知、非通知の別

(加入電話の使用)

第14条 加入電話を使用することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 架電先に警察電話がない場合
- (2) 架電先の警察電話に障害がある場合
- (3) その他やむを得ない理由がある場合

(警察電話番号簿の管理責任者)

第15条 所属に、警察電話番号簿(以下「番号簿」という。)の管理責任者を置き、所属長が指定する警部又は同相当職の警察行政職員をもって充てる。

2 管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 番号簿を受領し、配布先を定めること。
- (2) 番号簿の変更原稿を受領し、配布すること。
- (3) 番号簿の紛失等を防止するため、保管状況等を定期的に点検すること。

(電話交換勤務日誌)

第16条 総務課長は、本部交換室に電話交換勤務日誌(別記様式)を備え付け、勤務員の勤務状況、交換機の障害状況等について記録しておくものとする。

(委任)

第17条 この訓令に定めるもののほか、警察電話の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この訓令は、平成19年1月15日から施行する。

( 既存訓令の廃止 )

2 静岡県警察電話県内通話に関する訓令（昭和33年県本部訓令第8号）及び静岡県警察電話交換職員の服務に関する訓令（昭和29年県本部訓令第22号）は、廃止する。

附 則（平成22年12月15日県本部訓令第46号）

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月14日県本部訓令第11号）

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則（平成24年12月26日県本部訓令第26号）

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。